

愛ホームケア にじのまち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 運営規定

（事業の目的）

第1条 きらり健康生活協同組合が開設する愛ホームケアにじのまち（以下「事業者」という。）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する事を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者が実施する事業、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、入浴、排泄、食事等の身体介護および身体介護に付随する生活援助、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心して居宅での生活が送ることができるようにするための援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものと連携に努めるものとする。

（事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（名称） 愛ホームケア にじのまち定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（所在地） 福島市南沢又字上並松8-6

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業者における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施に関し、事業者の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）計画作成責任者 2名以上

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行う。

(3) オペレーター 2名以上

事業者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(4) 訪問介護員 4名以上

①定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期的な巡回により、排泄の介護等、日常生活上の世話の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

②随時訪問サービスを提供する訪問介護員等

利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

(5) 看護職員

訪問看護ステーションと連携型とする。

主治医の指示によりその者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日とする。

(2) 営業時間 24時間とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 事業者が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

① 利用者又はその家族に対する相談、助言等

② 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(排泄介助、体位変換、移乗・移動介助、その他の必要な介護)

④ 利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(排泄介助、体位変換、移乗・移動介助、その他の必要な介護)

⑤ 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用等)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、その介護負担割合に則した額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。

(1) 事業所から1キロメートルにつき、30円(距離数は往復とする。)

3 前2の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付するものとする。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

5 法廷代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払いを受けたときには、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は清水地区、信陵地区とする。

(緊急時等のおける対応方法)

第9条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者又は家族に個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第11条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取り扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文章に署名をうけることとする。

2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。

3 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者への連絡をおこなうとともに、警察への届け等必要な措置を行うものとする。

(虐待防止のための措置について)

第12条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のための必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達するものとする。

(ハラスメント対応措置について)

第13条 事業者は利用者又は家族が事業者や従業者に対してのハラスメント行為に対して次の措置を講ずるものとする。

- (1) 介護現場におけるハラスメント対応の従業者に対する研修の実施
- (2) ハラスメント相談体制の整備
- (3) その他 ハラスメント対応の措置

(地域との連携)

第14条 地域と協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、介護・医療連携推進会議を設置する。

- 2、介護医療連携推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有するもの等とする。
- 3、介護・医療連携推進会議は概ね6月に1回以上とする。
- 4、介護医療連携推進会議に置いて、事業所のサービス提供の状況を報告し、評価、要望、助言等を記入し事業所内に掲示して講評する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持することとする。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はきらり健康生活協同組合とし業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、令和1年9月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年8月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年7月1日から施行する。